

(仮称) 青谷コース新設事業に係る

環境影響評価 事後調査計画書に関する市長意見 (案)

I 全般的事項

- 1 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 2 対象事業に係る工事着手後に追加の環境保全措置又は事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で速やかに対応すること。
- 3 事後調査の結果については、追加の環境保全措置及び事後調査の内容も含めて、事後調査報告書により公表すること。
- 4 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター施設整備運営事業」が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。
- 5 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

II 個別事項

1 動物、植物、生態系

- (1) 対象事業区域及びその周辺に生息・生育している希少な動植物については、代償措置(移殖)をとった場合には仮移設期間を含め事後調査により状況を把握し、追加の措置が必要と思われるときは速やかに検討、措置を実施すること。
- (2) 保全エリア(残存湿地及び創出湿地)の整備については、専門家の指導及び助言を受けたうえで適切に行い、事後調査を行うことで継続的に生育状況を把握すること。

浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設に係る

環境影響評価 事後調査計画書に関する市長意見



全般的事項

- 1 事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、専門家の指導及び助言を受けた上で、必要に応じて追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 2 対象事業に係る工事着手後に追加の環境保全措置又は事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で速やかに対応すること。
- 3 事後調査の結果については、追加の環境保全措置及び事後調査の内容も含めて、事後調査報告書により公表すること。
- 4 本事業は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)に基づく事業であり、環境影響評価・事後調査は市が実施し、施設の建設・運用は民間事業者が実施するため、環境影響評価・事後調査の結果を事業の実施に適切に反映させること。
- 5 道路の整備に当たっては、環境影響を回避・低減するよう、専門家の指導及び助言を受けた上で、十分に配慮した設計・工法・環境保全措置を採用すること。
- 6 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「(仮称)青谷コース新設事業」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。

(仮称) 青谷コース新設事業環境影響評価準備書

に関する市長意見



I 全般的事項

- 1 準備書に記載した環境保全措置及び事後調査の内容について、現地調査の結果を踏まえ、専門家の指導及び助言を受けた上で科学的に再検討し、環境影響評価書（以下、「評価書」という。）に詳細に記載すること。
- 2 環境保全措置は、現状をできる限り悪化させないという観点で実施するものであり、周辺環境の状況及び予測の不確実性を考慮し、専門家の指導及び助言を受けた上で検討・実施すること。また、事後調査を適切に行うことにより、期待された環境保全措置の効果が得られているか検証し、必要に応じて、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の環境保全措置を検討・実施すること。
- 3 対象事業に係る工事着手後に追加の事後調査が必要なことが判明した場合には、専門家の指導及び助言を受けた上で追加の事後調査を実施すること。
- 4 対象事業実施区域の近傍では、本事業と同時期に「浜松市新清掃工場及び新破碎処理センター建設」の計画が進められている。当該事業者間でそれぞれの事業の環境影響に関する情報を共有し、本事業の環境保全措置や事後調査の実施に当たっては複合的な環境影響を勘案すること。
- 5 工事、施設の稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

II 個別事項

1 水質

降雨時の濁水及び工事中の排水により河川の水質や水量への影響が生じないように、河川の状況を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、その内容を評価書に記載すること。

2 動物・植物・生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周囲に生息・生育している希少な動植物について、生息・生育地が改変による影響を受けることが想定される場合には、回避・低減・代償の順で検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (2) 環境保全措置として動植物の移殖を行う場合は、専門家の指導及び助言を受けた上で、事後調査の手法を決定し、評価書に記載すること。
- (3) トウカイナガレホトケドジョウの環境保全措置については、専門家の指導及び助言を受けた上で、代償措置の可否を検討し、移殖を行う場合には移殖先の環境を損なうことがないように慎重に対応すること。また、事後調査を行うことで移殖後の生息状況を把握すること。
- (4) サンバヤアカショウビンの行動圏が存在するため、採餌場所等の行動圏への影響を低減すること。

参考3 事業変更届変更内容一覧

(仮称) 青谷コース新設事業 変更点一覧

No.	変更事項	変更前 (評価書)		変更後 (事後調査計画書)		変更の理由	当該変更によって生じる環境影響の程度																																																																																																																																																																																																																																																		
		頁	内容	頁	内容																																																																																																																																																																																																																																																				
1	対象事業の工程	1-2	<p>工事着手は平成 31 年 (2019 年) の計画である。</p> <p>供用については、平成 37 年 (2025 年) に一部供用を開始し、完全供用は平成 41 年 (2029 年) の計画である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.3-1 対象事業工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="13">年 度</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年</th><th>平成 28 年</th><th>平成 29 年</th><th>平成 30 年</th><th>平成 31 年</th><th>平成 32 年</th><th>平成 33 年</th><th>平成 34 年</th><th>平成 35 年</th><th>平成 36 年</th><th>平成 37 年</th><th>平成 38 年</th><th>平成 39 年</th><th>平成 40 年</th><th>平成 41 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量・調査 (環境影響評価含む)</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>許認可申請</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>工 事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> </tr> <tr> <td>供 用</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	年 度													平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年	平成 39 年	平成 40 年	平成 41 年	測量・調査 (環境影響評価含む)	■	■	■	■												許認可申請	■	■	■	■												工 事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	供 用											●	→	→	→	→	2	<p>工事着手は令和 2 年 (2020 年) の計画である。</p> <p>供用については、令和 10 年 (2028 年) に一部供用を開始し、完全供用は令和 12 年 (2030 年) の計画である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.3-1 対象事業工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="13">年 度</th> </tr> <tr> <th>平成 31 年 令和元年</th><th>令和 2 年</th><th>令和 3 年</th><th>令和 4 年</th><th>令和 5 年</th><th>令和 6 年</th><th>令和 7 年</th><th>令和 8 年</th><th>令和 9 年</th><th>令和 10 年</th><th>令和 11 年</th><th>令和 12 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量・調査 (環境影響評価含む)</td> <td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>許認可申請</td> <td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>工 事</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td> </tr> <tr> <td>供 用</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td>→</td><td>→</td><td>→</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	年 度													平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	測量・調査 (環境影響評価含む)	■	■														許認可申請		■	■													工 事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	供 用												●	→	→	→	事業工程を再検討し、見直したため。 (工事着手時期を 1 年後に、一部供用の開始時期を 3 年後に、完全供用時期を 1 年後に、それぞれ変更した。)	時期を変更したが、規模や内容は変更していないため、環境影響の程度に変更は生じない。																																																											
年 度	年 度																																																																																																																																																																																																																																																								
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年	平成 39 年	平成 40 年	平成 41 年																																																																																																																																																																																																																																										
測量・調査 (環境影響評価含む)	■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																																					
許認可申請	■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																																					
工 事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																										
供 用											●	→	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																										
年 度	年 度																																																																																																																																																																																																																																																								
	平成 31 年 令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年																																																																																																																																																																																																																																													
測量・調査 (環境影響評価含む)	■	■																																																																																																																																																																																																																																																							
許認可申請		■	■																																																																																																																																																																																																																																																						
工 事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																										
供 用												●	→	→	→																																																																																																																																																																																																																																										
2	給水計画	1-11	<p>本事業では、従業員 50~60 人の生活用水として 6 m³/日を利用する。また、試験路への散水に 1,556 m³/月を使用する。</p> <p>給水源としては、上水道整備及び地下水を検討している。</p>	11	<p>本事業では、従業員 50~60 人の生活用水として 6 m³/日を利用する。また、試験路への散水に 1,556 m³/月を使用する。</p> <p>給水源としては、生活用水は上水道を、散水施設は地下水を計画している。</p>	上水道整備にかかる浜松市上下水道部との調整が進展したため。	給水計画の詳細を記載したもので、環境影響評価の前提に変更は無く、変更は生じない。																																																																																																																																																																																																																																																		
3	工事工程	1-16	<p>工事期間は、平成 31 年 (2019 年) から平成 41 年 (2029 年) にかけての約 10 年間で予定している。なお、部分供用を平成 37 年 (2025 年) に開始する予定である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.3-13 工事工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="13">年 度</th> </tr> <tr> <th>平成 31 年</th><th>平成 32 年</th><th>平成 33 年</th><th>平成 34 年</th><th>平成 35 年</th><th>平成 36 年</th><th>平成 37 年</th><th>平成 38 年</th><th>平成 39 年</th><th>平成 40 年</th><th>平成 41 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①造成工事 (調整池)</td> <td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>②造成工事 (基盤造成)</td> <td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>③舗装工事 (西側コース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>④舗装工事 (ハイウェイコース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>⑥舗装・建築工事 (東側コース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	年 度													平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年	平成 39 年	平成 40 年	平成 41 年	①造成工事 (調整池)	■	■														②造成工事 (基盤造成)			■	■	■	■										③舗装工事 (西側コース)							■	■								④舗装工事 (ハイウェイコース)								■	■							⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)										■	■					⑥舗装・建築工事 (東側コース)												■	■			16	<p>工事期間は、令和 2 年 (2020 年) から令和 12 年 (2030 年) にかけての約 10 年間で予定している。なお、部分供用を令和 10 年 (2028 年) に開始する予定である。</p> <p style="text-align: center;">表 1.3-13 工事工程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年 度</th> <th colspan="13">年 度</th> </tr> <tr> <th>令和 2 年</th><th>令和 3 年</th><th>令和 4 年</th><th>令和 5 年</th><th>令和 6 年</th><th>令和 7 年</th><th>令和 8 年</th><th>令和 9 年</th><th>令和 10 年</th><th>令和 11 年</th><th>令和 12 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①造成工事 (調整池)</td> <td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>②造成工事 (基盤造成)</td> <td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>③舗装工事 (西側コース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>④舗装工事 (ハイウェイコース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>⑥舗装・建築工事 (東側コース)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>■</td><td>■</td><td></td> </tr> </tbody> </table>	年 度	年 度													令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年	①造成工事 (調整池)	■	■														②造成工事 (基盤造成)				■	■	■	■									③舗装工事 (西側コース)								■	■							④舗装工事 (ハイウェイコース)									■	■						⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)											■	■				⑥舗装・建築工事 (東側コース)													■	■		事業工程を再検討し、見直したため。 (工事着手時期を 1 年後に、一部供用の開始時期を 3 年後に、それぞれ変更した。)	<p>時期を変更したが、規模や内容は変更していないため、環境影響の程度に変更は生じない。</p> <p>なお今後、詳細な事業検討に伴い計画が変更される可能性があるが、事後調査手続きにおいて随時確認し、調査内容に反映のうえ報告することとする。</p>
年 度	年 度																																																																																																																																																																																																																																																								
	平成 31 年	平成 32 年	平成 33 年	平成 34 年	平成 35 年	平成 36 年	平成 37 年	平成 38 年	平成 39 年	平成 40 年	平成 41 年																																																																																																																																																																																																																																														
①造成工事 (調整池)	■	■																																																																																																																																																																																																																																																							
②造成工事 (基盤造成)			■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																																			
③舗装工事 (西側コース)							■	■																																																																																																																																																																																																																																																	
④舗装工事 (ハイウェイコース)								■	■																																																																																																																																																																																																																																																
⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)										■	■																																																																																																																																																																																																																																														
⑥舗装・建築工事 (東側コース)												■	■																																																																																																																																																																																																																																												
年 度	年 度																																																																																																																																																																																																																																																								
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	令和 12 年																																																																																																																																																																																																																																														
①造成工事 (調整池)	■	■																																																																																																																																																																																																																																																							
②造成工事 (基盤造成)				■	■	■	■																																																																																																																																																																																																																																																		
③舗装工事 (西側コース)								■	■																																																																																																																																																																																																																																																
④舗装工事 (ハイウェイコース)									■	■																																																																																																																																																																																																																																															
⑤造成工事 (東側コース部の基盤造成)											■	■																																																																																																																																																																																																																																													
⑥舗装・建築工事 (東側コース)													■	■																																																																																																																																																																																																																																											

浜 環 政 第 40 号
令和元年 5 月 28 日

スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏 様

浜松市長 鈴木 康友



(仮称) 青谷コース新設事業に係る
浜松市環境影響評価条例に基づく手続の再実施について (通知)

令和元年 5 月 27 日付で届出のあった件について、浜松市環境影響評価条例第 48 条第 2 項の規定に基づき、当該変更後の対象事業についてこれまで行った環境影響評価、事後調査その他の手続の全部又は一部を行い、又は環境の保全の見地から必要な措置を講じる必要があるかどうかを判断しましたので、下記のとおり通知します。

記

事業内容の変更に伴い、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認められないため、浜松市環境影響評価条例第 4 章及び第 5 章に規定する手続を再度実施する必要はない。ただし、以下の事項に留意すること。

- ・ 本事業についてこれまでに延べられた市長意見の内容を勘案し、環境の保全について適正な配慮をすること。
- ・ 今後の環境影響評価及び事後調査の項目の調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討においては、変更した事業内容を反映すること。
- ・ 事業内容の変更により追加の調査等が必要であると認められる場合には速やかに対応し、今後、浜松市環境影響評価条例に基づく手続において提出する図書にその内容を記載すること。